

株式会社キッズランド 福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の情報公開について

当社では福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ加算について以下の通り取り組んでいます。

1. 加算取得状況 加算名 事業名

こどもねっとみはら

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算

こどもねっとベータ

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算

こどもねっとさっぽろこうさい

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算

こどもねっとおおあさ

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算

こどもねっとゆに

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算を取得し、職員の給与や賃金の向上に努めています。制度の対象職員に毎月、手当で支給し加算額の残額を賞与と合わせ分配しています。また、対象外の職種も可能な限りではあるが事業所負担で同程度の処遇改善を実施しています。
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得し、職員の給与や賃金の向上に努めています。

処遇改善加算の申請が認定された場合 基本給の増額、新しい手当の新設を行う。増加額は経験年数や業務内容、役職により基本給は月額 10,000～40,000 円の範囲で行う。 または新しい手当を新設し月額 10,000 円から 40,000 円の範囲で実施する。

配分比率は業務遂行能力や勤務年数を考慮して法人が決定する。

次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定

①サービス管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続 10 年以上の者

②福祉・介護職員（直接処遇職員）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続 8 年以上の者

③強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者（職員分類の変更特例を適用）

※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。

※10年未満の勤続年数でも事業所内の能力評価・等級システムにより該当ありとみなすことができる。

(3) ベースアップ加算

手当てを新設し3分の2以上を毎月の手当てで支給し残額を年2回の賞与で支給する。

配分比率は業務遂行能力や勤務年数を考慮して法人が決定する。

2 職場環境等要件

(1) 入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化に取り組んでいます。

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築しています。

(2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保を行っています。

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備をしています。・産前産後休業、育児休業（女性）は取得率100%で多くの職員が復帰し働ける環境を整備しています。

また、記録、連絡などICTを導入して業務の軽減をすすめています。

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施しています。

(5) 生産性向上のための業務改善の取組み

記録、連絡、情報共有にシステムを導入し作業負担の軽減を行っています。

(6) やりがい、働きがいの構成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に努めています。